

「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び
「PFI 事業評価基準」の運用について

「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」（別添 1）及び「PFI 事業評価基準」（別添 2）の運用について、以下の通りとする。

1. 「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」について

- 「PFI 事業の検討例」においては、産学連携等の収入を伴う事業を前提としたイメージとなっているが、「事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択」となっていることから、必ずしも収入を伴う事業に限らない。
- 収入を伴わない事業の場合でも、事業内容に応じて財政面等で創意工夫を図ることで、PFI 事業として検討することが可能。

2. 「PFI 事業評価基準」について

- 「自己資金等の活用等」の評価基準は「a：財源面での創意工夫等が認められる」「b：財源面での創意工夫等がおおむね認められる」「c：財源面での創意工夫等が認められない」となっているが、a～c の評価基準は自己資金等の金額の多寡だけではなく、事業の性格も踏まえて資金調達上の創意工夫が見られるかどうかを本検討会において総合的に判断する。
- 収入を伴わない PFI 事業であっても、財政面での創意工夫が見られるかどうか判断材料となる。

国立大学法人等における P F I 事業の考え方 (令和 3 年度概算要求に向けて)

令和 3 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

1. 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等は、施設整備費補助金を活用する事業について、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改訂版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定）や、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえて各国立大学法人等が策定した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程等」に基づき、PFI 事業として検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。^{※1}

※1：PFI 事業としての検討例については、別紙 1 を参照

2. 事業評価のプロセス

(1) 導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は、上記の考え方の趣旨を踏まえて、各法人において PFI 導入可能性調査を実施する等^{※2}した上で、PFI 事業の要求を行うこととする。^{※3}

※2：別紙 2 「PFI 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※3：手続き期間の短縮を図るため、平成26年6月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続き簡易化マニュアル」^{※4}の活用も行うことも可能である。

※4：内閣府 HP 参照

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf>

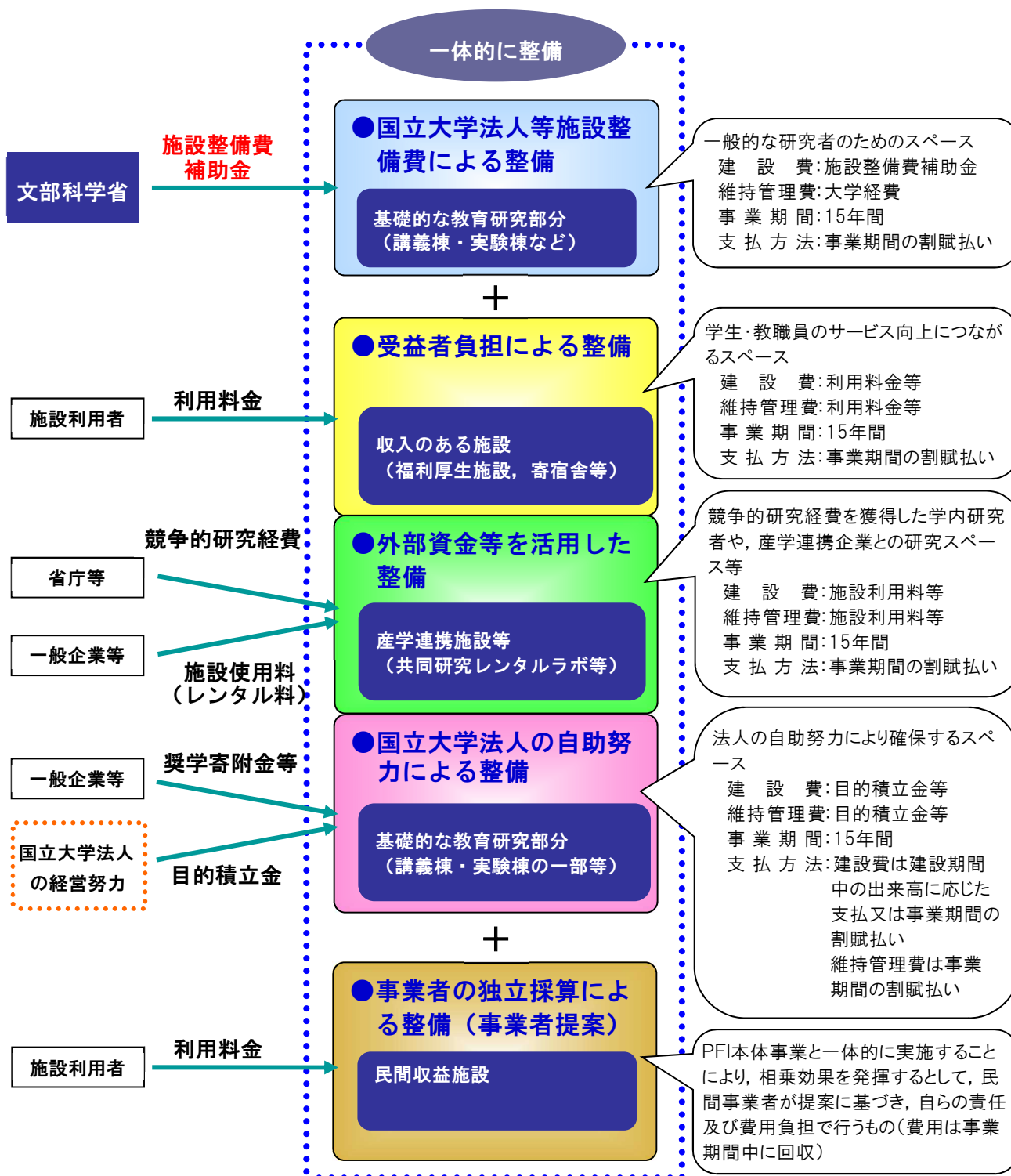
(2) 事業評価について

国立大学法人等施設整備費を活用した PFI 事業の評価については、次期国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3～7 年を予定）に向けた検討状況も踏まえつつ、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「PFI 事業評価基準」に基づき、有識者により実施することとする。

P F I 事業の検討例

○国立大学法人等施設整備費補助金のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源を活用したPFI事業

※事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択



P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

(2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

(3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施に当たり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

(4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

(5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。

<参考> P F I 検討会における評価項目

(1) 自己資金等の活用等	評価項目 (2) 自己資金等の活用等
(2) 事業規模等	評価項目 (3) V F M 定量的評価
	" 定性的評価 1
	" 定性的評価 4
	評価項目 (4) 事業規模・形態・範囲①
(3) 民間事業者の創意工夫の発揮	評価項目 (3) V F M 定量的評価
	" 定性的評価 2
	評価項目 (4) 事業規模・形態・範囲②
(4) 適切なリスク分担	評価項目 (3) V F M 定量的評価
	" 定性的評価 3
	評価項目 (5) 潜在するリスクの低減
(5) 大学の事務体制	評価項目 (6) 大学の事務体制

P F I 事業評価基準

1. P F I 事業実施に向けた事業の評価項目及び評価の視点

評価項目は「個別事業における評価」, 「自己資金等の活用等」, 「V F M」, 「潜在するリスクの低減」, 「事業形態・範囲」, 「大学の事務体制」の6項目とし, 各項目の評価基準(視点)は以下のとおりとする。

(1) 個別事業評価(施設検討会による評価)

概算要求における個別事業の評価でS評価を受けた事業であること。

(2) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面の創意工夫等がなされた事業か。

(3) V F M^{※1}

金利変動等のリスクを考慮し, 一定以上の(適正な)V F Mが必要。

(導入可能性調査を実施している場合)

導入可能性調査結果において, 以下のV F Mが見込める事業であること。

- a) 定量的な評価は, 導入可能性調査による数的結果を評価する。
- b) 定性的な評価は, 事業化に向けての取組を評価する。

(導入可能性調査を実施していない場合)

同種の事例の過去の実績により, 以下のV F Mが見込める事業であること。

- a) 定量的な評価は, 類似の前提条件により算出された過去のP F I事業のV F Mの実績(以下「参考V F M」という。)または, 過去の同種事業における実績値等を用いて算出したV F M(以下「簡易V F M」という。)を評価する。
- b) 定性的な評価は, 事業化に向けての取組を評価する。

※1: V F M(Value For Money)に関するガイドラインを参照

(4) 事業規模・形態・範囲(民間の資金力, 経営能力, 技術的能力を発揮できるか)

- ①事業規模等が民間事業者にとって魅力的なものになっており, 民間事業者の参入意欲はあるか。
- ②事業の中に, 民間事業者の創意工夫が特に活(い)かせる分野(運營業務の充実等)が含まれているか。

(5) 潜在するリスクの低減

- ①基本構想等の策定
- ②改修事業における建物の基礎資料等
 - a) 設計図書等の有無
 - b) 耐震診断の実施の有無
 - c) 現況調査の実施の有無

(6) 大学の事務体制

P F I事業の実施のための十分な体制がとれているか。また, 全学的体制(責任体制)が構築されているか。

2. PFI事業実施に向けての評価項目別の評価及び総合評価の基準

(1) 評価項目別の評価

評価項目		評価基準		
1. 概算要求における個別事業評価	a	S評価を受けた事業		
	b	S評価以外の評価を受けた事業		
2. 自己資金等の活用等	a	財源面での創意工夫等が認められる		
	b	財源面での創意工夫等がおおむね認められる		
	c	財源面での創意工夫等が認められない		
3. VFM (詳細はVFM評価表による)	a	定量的にも定性的にも効果が認められる		
	b	定量的な効果が認められるもの		
	c	定量的にも定性的にも効果が認められない又は定性的な評価のみが認められる		
4. 事業規模・形態・範囲	a	事業規模・形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫が期待できる		
	b	事業規模・形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫がおおむね期待できる		
	c	事業規模・形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫は期待できない		
5. 潜在するリスクの低減	①基本構想等	a	策定済み	
		b	おおむね定まっている	
		c	移行計画等重要な要素について未調整	
	②設計図書等	a	原設計図、構造図、設備図、改修図等建物の基礎資料を完備	
		b	上記資料についておおむね完備	
		c	重要な図書がなくまた、それを補完する調査が未実施	
	③耐震診断	a	耐震診断及び補強計画が完了	
		b	耐震診断及び補強計画が未完	
	④現況調査	a	躯体(くたい)の劣化度、瑕疵(かし)の有無等事業者とのリスク分担を明確にするための詳細な現況調査を実施	
		b	躯体(くたい)の劣化度、瑕疵(かし)の有無等事業者とのリスク分担を明確にするための詳細な現況調査をおおむね実施	
		c	未実施	
	6. 大学の事務体制	学長、副学長をトップとする全学的責任体制	a	構築されている
b			未構築	

(2) 総合評価

総合評価		評価基準
S判定	総合的に優れており、PFIで実施可能な事業	すべての評価項目の評価がa評価であるもの
A判定	総合的な適性が高く、PFIで実施可能な事業	評価項目のうち、「1, 2, 3, 4, 5-③, 6」がa評価で、その他がa又はb評価であるもの
B判定	PFIの可能性があるが、計画の見直し等の検討を行う事業	評価項目のうち、「1, 5-③, 6」がa評価で、その他がa又はb評価であるもの
C判定	PFIの可能性が低い事業	評価項目のうち、「1, 5-③, 6」がb評価で、その他がc評価であるもの

V F M評価表

定量的評価

項 目	内 容	評 価
(1) V F Mの評価 (総括)	概ね3. 0%以上 ※小数点第2位四捨五入	認められる 認められない

※導入可能性調査を実施していない場合は、同種の事例の過去の実績により、「参考V F M」または「簡易V F M」を評価する。

定性的評価

項 目	内 容	評 価
(2) V F Mの評価 (総括)	定性的な評価項目を評価し、項目「1」～「4」が○であり、項目「5」が×でなければ認められる。	認められる 認められない
1. 民間事業者や金融機関からのヒアリングにおいて優良な評価の有無	具体的な内容を記載	○又は×
2. P F I 事業を実施することによるサービスの質の向上等の有無	具体的な内容を記載	〃
3. 適切なリスク分担の実施の有無	具体的な内容を記載	〃
4. 事業の安定性を図るための工夫の有無	具体的な内容を記載	〃
5. その他	・実施する上での検討課題等の解決がなされているか否かについて記載。 ・×ではないが引き続き検討を要する事項については、「継続」。	○又は× 「継続」